

騷 音 ・ 振 動

I 騒音・振動公害の現況

1 環境基準

騒音・振動は、住民の日常生活に身近な問題として深く関わり、また、感知する者の主観や感情に大きく左右される、いわゆる“感覚公害”の1つとされています。他の公害と比べて苦情としての件数が多く、中でも製造事業所の生産活動や建築・土木工事に起因するものがその多くを占めています。

また、心理的要因も影響することから、その解決に困難を極めるのが特徴です。

本市においても、住・工の混在が大きな問題として存在し、さらに、これらの工場等の多くが中小規模であるため、資金面等から、防止対策や移転等による問題解決が困難である場合が多く、騒音・振動問題をより深刻化させています。

一方、市内には、東海道新幹線及び東海道本線という主要鉄道、また、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号等の我が国の動脈とも言える幹線道路が通過しているため、交通機関に起因する騒音・振動問題を生じ、加えて、工場等への大型トラックの往来も多いことが道路交通公害の一因ともなっています。

その他にも、建設作業に伴う騒音・振動や近隣騒音、深夜騒音などの住民の生活形態の多様化等に起因する苦情も増えています。

騒音に関する環境基準は、「騒音に係る環境基準」（表-1）、「道路に面する地域における環境基準」（表-2）、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」（表-3）により定められています。これらの基準については、平成11年4月1日から施行され、地域類型、基準値、時間区分などが変更されました。また、評価手法についても従来の中央値（ L_{50} ）から等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）に変更されています。

図-1 騒音レベルの目安（地方都市用）

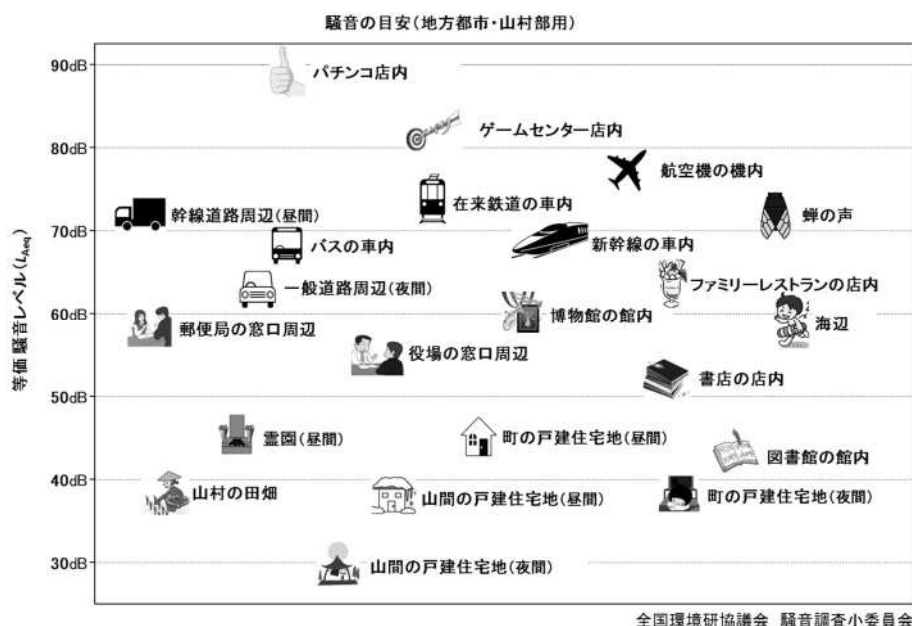


表-1 騒音に係る環境基準

〔平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号〕

地域 類型	時間の区分		該当地域	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	該当基準	富士市の場合
A A	50dB(デシベル) 以下	40dB以下	療養施設、社会福祉施設等 が集合して設置される地域 など特に静穏を要する地域	
A	55dB以下	45dB以下	専ら住居の用に供され る地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B			主として住居の用に供 される地域	第一種住居地域 第二種住居地域 市街化調整区域 準住居地域
C	60dB以下	50dB以下	相当数の住居と併せて 商業、工業等の用に供 される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 一部の市街化調整区域※

※ 一部の市街化調整区域とは、弥生新田周辺と浮島工業団地

表-2 道路に面する地域における環境基準 〔平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号〕

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

(注) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表-3 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 〔平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号〕

幹線交通を担う道路に近接する空間	時間の区分	
	昼間	夜間
(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路においては その道路端から 15メートルの範囲 (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路において はその道路端から 20メートルの範囲	70dB以下	65dB以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるとき は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。		

(注) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）。
- (2) (1) に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

2 道路に面する地域の騒音調査

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）により、騒音レベルの指標が変更されるとともに、その評価方法についても従来の「その地域を代表すると思われる地点、あるいは問題を生じやすいと思われる地点における達成地点の数あるいは割合を評価する」（点的評価）から、「原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する」（面的評価）を原則とすることとされました。

令和6年度は、一般国道1号の宮島地先と市道田子浦伝法線の蓼原地先など市内9路線9測定点（図-2）において道路騒音等の測定（表-4）を実施し、8路線49.0kmについて、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して評価（表-5）を行いました。

令和6年度の調査結果を評価区間の住居等戸数で見ると、環境基準達成率は、昼・夜とも達成：94.5%、昼のみ達成：2.5%、夜のみ達成：0%、昼・夜とも未達成：3.1%でした。一般国道1号の環境基準達成率（昼・夜とも）が65.8%と低い理由は、交通量が多く大型車の混入率が高いため、昼間も夜間も騒音レベルが高いことが考えられます。

図-2 令和6年度道路交通騒音測定地点

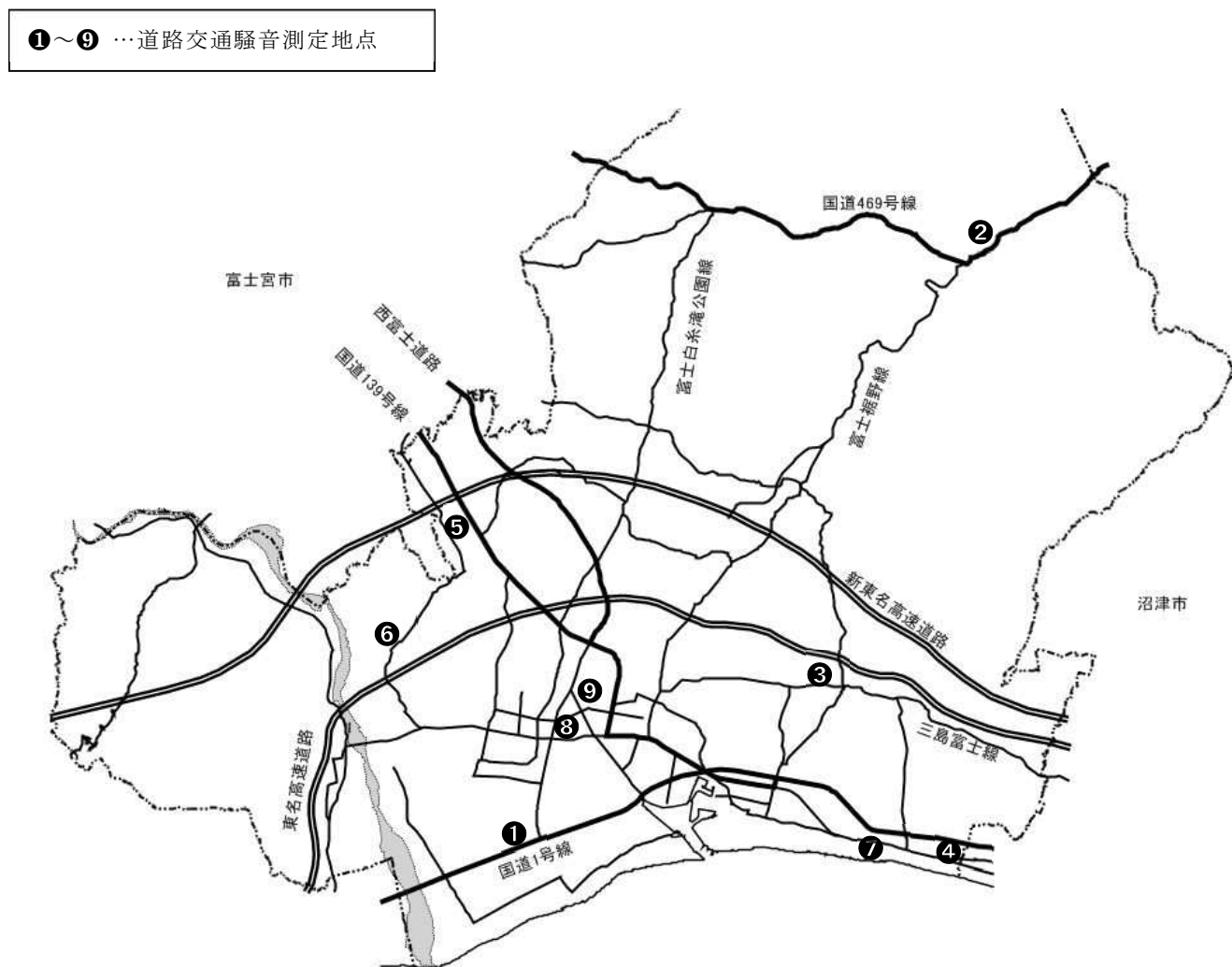


表-4 令和6年度 自動車交通騒音等実態調査（面的評価の測定地点）

No.	道 路 名	測定場所	環境基準 類型	測定月日		車線 数	測定 位置 (m)	騒音レベル		環境基準		交通量 (台/10分)	
							車道端 からの 距離	L_{Aeq} (単位：dB)		適否			
				昼間	夜間			昼間	夜間	昼間	夜間		
								70	65				
1	一般国道1号	宮島	B	12/2	12/3	5	3.8	73	71	×	×	301	98
2	一般国道469号	桑崎	B	12/2	12/3	2	2.2	71	67	×	×	299	90
3	三島富士線	比奈	B	12/2	12/3	2	2.5	62	55	○	○	58	7
4	東柏原沼津線	沼田新田	B	12/2	12/3	2	1.7	62	56	○	○	77	14
5	鷹岡柚木線	天間	B	12/2	12/3	2	1.5	68	62	○	○	24	4
6	鷹岡柚木線	岩本	A	12/2	12/3	2	1.1	66	58	○	○	94	21
7	富士清水線	田中新田	B	12/2	12/3	2	1.8	72	68	×	×	142	32
8	市道田子浦伝法線	蓼原町	B	12/2	12/3	4	7.5	66	63	○	○	262	42
9	市道臨港富士線	永田町	C	12/2	12/3	6	15.0	60	53	○	○	70	19

(注) 騒音レベル：昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～翌日の午前6時）のエネルギー平均

交通量：昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～翌日の午前6時）の各時間帯10分間測定の上下線合計の平均値

表-5 令和6年度 道路騒音に係る環境基準の達成状況面的評価

No.	道路名（評価区間）	車線数	住居等 戸数	環境基準達成戸数と環境基準達成率								区間 延長 (km)
				昼・夜 とも 達成 (戸)	昼・夜 とも 達成 (%)	昼のみ 達成 (戸)	昼のみ 達成 (%)	夜のみ 達成 (戸)	夜のみ 達成 (%)	昼・夜 とも 未達成 (戸)	昼・夜 とも 未達成 (%)	
1	一般国道1号	5	424	279	65.8	91	21.5	0	0.0	54	12.7	12.1
2	一般国道469号	2	30	30	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11.1
3	三島富士線	2	1,803	1,803	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9.6
4	東柏原沼津線	2	72	70	97.2	1	1.4	0	0.0	1	1.4	0.4
5	鷹岡柚木線	2	923	922	99.9	0	0.0	0	0.0	1	0.1	6.4
6	富士清水線	2	443	346	78.1	17	3.8	0	0.0	80	18.1	3.7
7	富士根停車場線	2	40	39	97.5	0	0.0	0	0.0	1	2.5	0.3
8	市道田子浦伝法線	4	137	137	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.9
9	市道臨港富士線	6	615	615	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.0
合 計		-	4,487	4,241	94.5	109	2.4	0	0.0	137	3.1	48.5

3 道路に面する地域以外の地域（一般地域）の騒音・振動調査

一般地域における環境基準の達成状況の地域としての評価方法については、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）により「原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。」とされました。

令和6年度は6測定点（図-3）を選定して調査を実施しました。

今回の調査結果（表-6）では、夜間の環境基準が2地点で未達成でした。

表-6 令和6年度 一般地域環境騒音・振動測定結果

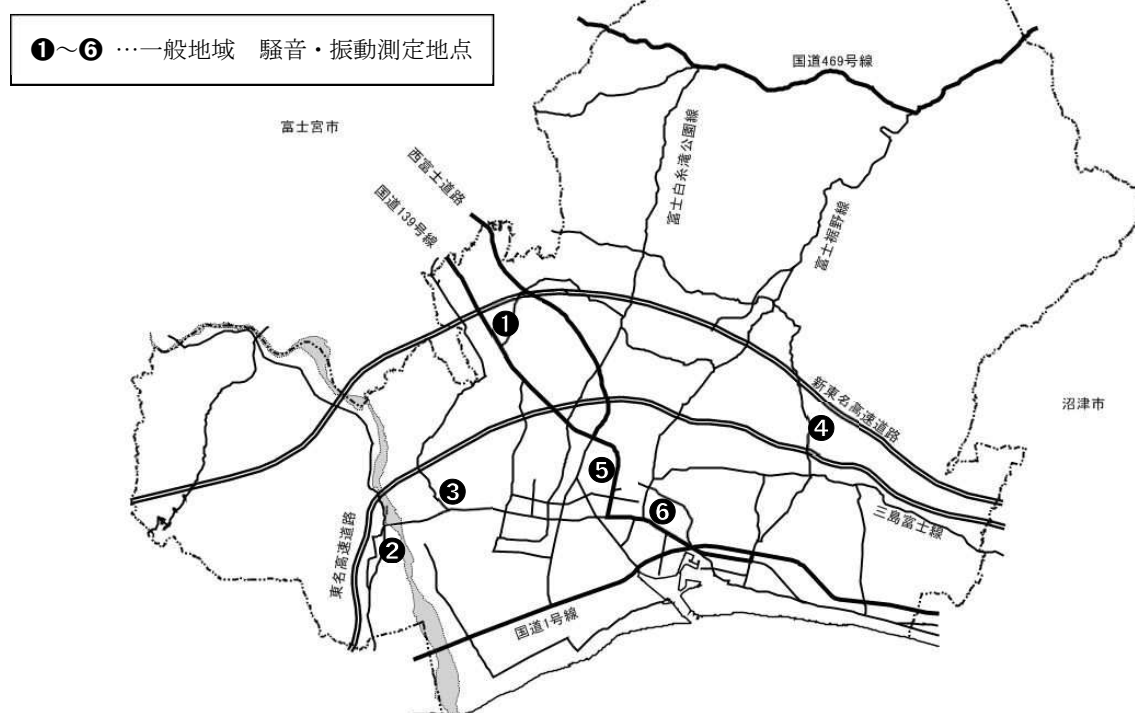
No.	測定地点	用途地域	地域の 類型	測定年月日		測定値 (dB)		環境基準 (dB)		環境基準 適否		振動測定値 (dB)	
				開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	久沢	第一種低層住居専用地域	A	R6. 11. 21	R6. 11. 22	53	50	55	45	○	×	25 未満	25 未満
2	木島	第一種中高層住居専用地域	A	R6. 11. 28	R6. 11. 29	52	44	55	45	○	○	25 未満	25 未満
3	松岡	第一種住居地域	B	R6. 11. 28	R6. 11. 29	52	47	55	45	○	×	30	29
4	一色	市街化調整区域	B	R6. 11. 21	R6. 11. 22	45	40	55	45	○	○	25 未満	25 未満
5	永田北町	近隣商業地域	C	R6. 11. 11	R6. 11. 12	44	40	60	50	○	○	26	26
6	八代町	工業地域	C	R6. 11. 11	R6. 11. 12	52	49	60	50	○	○	31	27

※ 評価は、騒音は等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）、振動は時間率振動レベル（ L_v10 ）である。

※ 騒音レベル：昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～翌日の午前6時）

※ 振動レベル：昼間（午前8時～午後8時）、夜間（午後8時～翌日の午前8時）

図-3 令和6年度一般環境騒音・振動測定地点



Ⅱ 騒音・振動公害の防止対策

騒音規制法・振動規制法では、生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内にある工場・事業場の事業活動と建設作業に伴う騒音・振動を規制できることとなっています。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例で規制対象施設、規制する地域指定等について前記２法を補完しています。さらに本市では、公害未然防止のため指導指針を定め、静穏な市民生活環境の保持に努めています。

１ 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の騒音・振動防止対策については、様々な防止技術が用いられていますが、大別すると発生源対策と伝搬防止対策の二つに分けられます。さらに、対策により問題が解決されない場合、最終的には移転等も考えられます。

表-7 騒音規制法・振動規制法に基づく規制基準

騒音〔（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 21 号）〕

振動〔（昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 22 号）〕

騒音規制法				振動規制法		
時間の区分 区域の区分	昼間 8～18時	朝方 6～8時	夜間 22～6時	時間の区分 区域の区分	昼間 8～20時	夜間 20～8時
		夕方 18～22時				
第 1 種区域	50	45	40	第 1 種区域の 1	60	55
第 2 種区域	55	50	45	第 1 種区域の 2	65	55
第 3 種区域	65	60	55	第 2 種区域の 1	70	60
第 4 種区域	70	65	60	第 2 種区域の 2	70	65

単位：dB(デシベル)

騒音に係る規制基準については、第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50 メートルの区域内における規制基準並びに第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該第 3 種区域及び第 4 種区域の当該境界線から同区域内の 30 メートルの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から 5dB 減じた値としています。

振動に係る規制基準については、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から 5 dB 減じた値としています。

表-8 規制区域の区分（振動規制法による区域区分は騒音規制法の区域区分に準ずる）

〔（平成9年3月28日 静岡県告示第344号の5）（平成13年3月31日 富士市告示第21号、22号）〕

騒音規制法	振動規制法	該当地域
第1種区域	第1種区域の1	都市計画法による 第一種低層住居専用地域 並びにこれに相当する地域 〃 第二種低層住居専用地域 〃
第2種区域	第1種区域の2	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 一部を除く市街化調整区域 〃
第3種区域	第2種区域の1	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 一部の市街化調整区域(弥生新田周辺) 〃
第4種区域	第2種区域の2	工業地域 工業専用地域 一部の市街化調整区域(浮島工業団地) 〃

※工業専用地域については、騒音規制法・振動規制法ともに適用除外であるが、県生活環境の保全等に関する条例で、第4種区域(騒音)、第2種区域の2(振動)にそれぞれ該当する。

(1) 騒音に係る特定施設（令和7年3月31日現在）

表-9 騒音規制法に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	1,009	161	7	木材加工機械	246	80
2	空気圧縮機及び送風機	3,288	308	8	抄紙機	152	55
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	74	22	9	印刷機械	236	47
4	織機	251	2	10	合成樹脂用射出成形機	390	38
5	建設用資材製造機械	12	10	11	鋳造造型機	4	2
6	穀物用製粉機	2	1	計		5,664	726

表-10 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	2,670	291	8	製紙機械及び紙加工機械	362	64
2	空気圧縮機及び送風機	1,911	159	9	印刷機械	55	12
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	60	20	10	合成樹脂用射出成形機	32	4
4	織機	8,030	25	11	鋳造造型機	2	2
5	建設用資材製造機械	7	3	12	クーリングタワー	229	25
6	穀物用製粉機	0	0	13	集じん施設	420	7
7	木材加工機械	313	87	14	冷凍機	6,263	631
				計		20,354	1,330

(2) 振動に係る特定施設 (令和7年3月31日現在)

表-11 振動規制法に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	1,033	144	6	木材加工機械	24	16
2	圧縮機	1,519	324	7	印刷機械	119	29
3	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	81	23	8	ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機	6	0
4	織機	16	0	9	合成樹脂用射出成形機	375	33
5	コンクリートブロックマシン並びに コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	6	1	10	鋳造型機	1	1
				計		3,180	571

表-12 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	382	40	6	木材加工機械	7	5
2	圧縮機	2,233	190	7	印刷機械	50	11
3	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	59	19	8	ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機	0	0
4	織機	0	0	9	合成樹脂用射出成形機	45	5
5	コンクリートブロックマシン並びに コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	0	0	10	鋳造型機	0	0
				計		2,776	270

※表-9～12において、1つの事業場に2種類以上の施設が設置されている場合、事業場数は主要な施設名の欄1ヶ所にのみ計上。

(3) 工場立入指導

騒音・振動に関する苦情の発生源事業場等については、その都度調査を行い、苦情解決に向けて対策を指導しています。

また、従業員300人以上の事業場については、年2回(1月及び7月)の騒音・振動自主測定及び騒音防止対策の啓発指導を行っています。

2 特定建設作業の騒音・振動

建設工事の現場では、くい打、ブレーカー、掘削、解体作業などに伴い、騒音・振動が発生します。発生期間は短いものの、騒音・振動レベルが高い工事は、特定建設作業として規定し、施工者に対する届出義務と規制基準の遵守が定められています。市では、施工者に対し、届出時に住民への事前の工事説明を含め周囲へ配慮するよう指導しています。

表-13 特定建設作業に伴う騒音の規制に関する基準

〔（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 21 号）〕

特定建設作業	基準の区分	騒音の 基準値	時間帯		期間	
			第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域
1. くい打機等を使用する作業	85dB (デシベル)		7:00～19:00 の 間で 1 日 10 時間 以内	6:00～22:00 の 間で 1 日 14 時間 以内	連続 6 日間以内	
2. びょう打機を使用する作業						
3. さく岩機を使用する作業						
4. 空気圧縮機を使用する作業						
5. コンクリートプラント、アスファルトプラント を設けて行う作業						
6. バックホウを使用する作業						
7. トラクターショベルを使用する作業						
8. ブルトナーを使用する作業						

※ 騒音の基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

※ 日曜日その他の休日等は、特例を除き行わないこと

※ 第 1 号区域：工場等の規制基準の「第 1 種区域」、「第 2 種区域」、「第 3 種区域」、並びに「第 4 種区域のうち、学校や病院等から概ね 80m 以内の区域」

第 2 号区域：「第 4 種区域のうち、第 1 号区域以外の区域」

表-14 特定建設作業に伴う振動の規制に関する基準

〔（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 22 号）〕

特定建設作業	基準の区分	振動の 基準値	時間帯		期間	
			第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域
1. くい打機等を使用する作業	75dB (デシベル)		7:00～19:00 の 間で 1 日 10 時間 以内	6:00～22:00 の 間で 1 日 14 時間 以内	連続 6 日間以内	
2. 鋼球を使用した建築物等の 破壊作業						
3. 舗装版破砕機を使用する作業						
4. ブレーカーを使用する作業						

※ 振動の基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

※ 日曜日その他の休日等は、特例を除き行わないこと

※ 第 1 号区域：工場等の規制基準の「第 1 種区域の 1」、「第 1 種区域の 2」、「第 2 種区域の 1」、並びに「第 2 種区域の 2 のうち、学校や病院等から概ね 80m 以内の区域」

第 2 号区域：「第 2 種区域の 2 のうち、第 1 号区域以外」

3 道路交通騒音・振動

本市では、苦情等を受理した際に、道路交通騒音・振動の測定調査を実施しています。

環境基準（表-2・3）や要請限度（表-15・16）と照らし合わせ、道路管理者等に対し改善要望を行い、道路沿線住民の生活環境の保全に努めています。

表-15 自動車騒音の限度

〔（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 21 号）〕

都市計画法による用途地域	区域の区分	車線数			
		1 車線	2 車線以上		
第一種低層住居専用地域	a	昼65／夜55 (昼75／夜70)	昼70／夜65		
第二種低層住居専用地域					
第一種中高層住居専用地域			(昼75／夜70)		
第二種中高層住居専用地域					
第一種住居地域	b		(昼75／夜70)		
第二種住居地域					
準住居地域					
市街化調整区域					
近隣商業地域	c	昼75／夜70 (昼75／夜70)			
商業地域					
準工業地域					
一部の市街化調整区域					
工業地域					
工業専用地域	除外				

単位：dB(デシベル)

※ 昼間（午前 6 時～午後 10 時）、夜間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）

※ 欄内の括弧内の数値は、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度値

表-16 道路交通振動の限度

〔（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 22 号）〕

区域の区分	昼間 8 時～20 時		夜間 20 時～翌 8 時
第 1 種区域	65		60
第 2 種区域	70		65

単位：dB(デシベル)

4 新幹線鉄道騒音

令和6年度は、地域類型・軌道構造の異なる6測定点（図-4）で調査を実施し、5測定点において環境基準を超過していました（表-17）。市では測定結果を東海旅客鉄道株式会社（JR東海）に報告し、環境基準超過地点での低減対策を依頼しています。

表-17 令和6年度新幹線鉄道騒音測定結果

測定番号		①	②	③	④	⑤	⑥
測定年月日		R6. 10. 24	R6. 10. 24	R6. 10. 24	R6. 10. 25	R6. 10. 25	R6. 11. 19
測定場所		境499-1付近	江尾186-2付近	川尻37付近	前田110付近	宮島160-1付近	中之郷3188-3付近
用途地域 (地域類型)		市街化調整区域 (Ⅰ)	第一種住居 (Ⅰ)	市街化調整区域 (Ⅰ)	工業地域 (Ⅱ)	第一種住居 (Ⅰ)	第一種住居 (Ⅰ)
測定結果 騒音レベル (dB)	25m地点	73	76	71	72	71	72
	50m地点	71	74	69	70	67	67
全測定本数 (上り・下り)		20本 (11・9)	20本 (9・11)	20本 (10・10)	20本 (10・10)	20本 (11・9)	20本 (9・11)
環境基準適否		×	×	×	○	×	×

※ 騒音レベル(dB)は、連続20本中上位10本のエネルギー平均値を使用

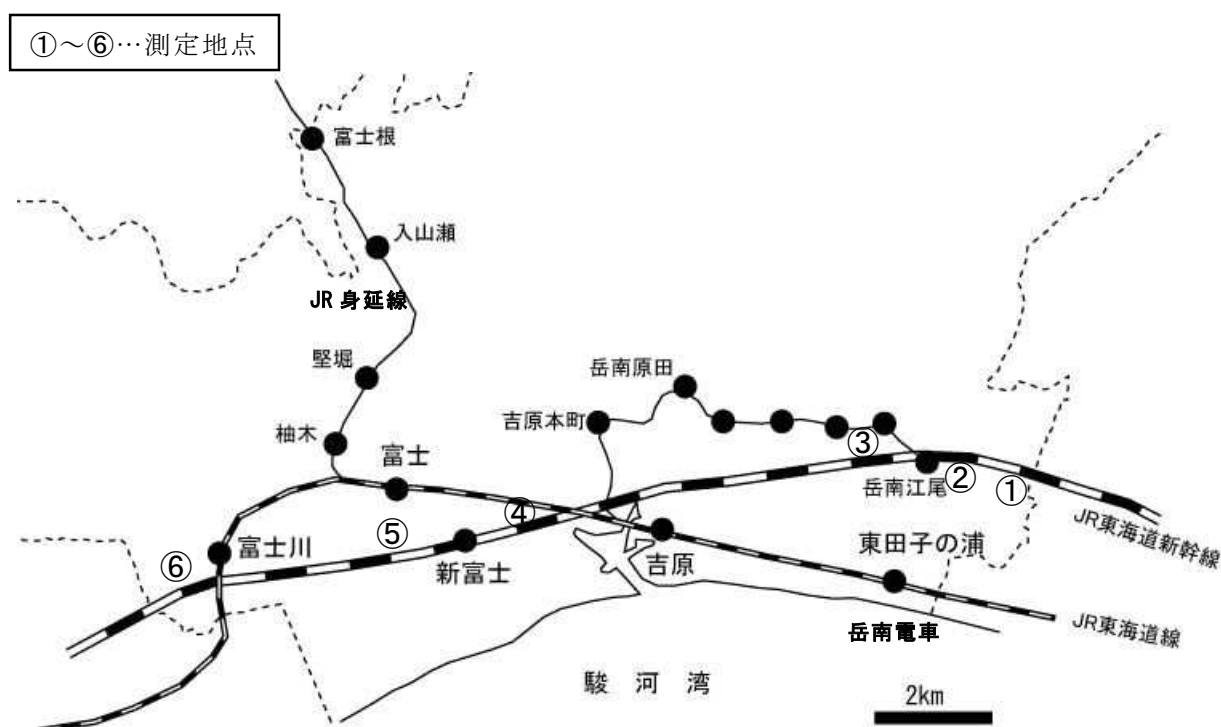
※ 軌道中心から25m地点の騒音レベルで、環境基準適否を評価

表-18 新幹線鉄道騒音に係る環境基準〔昭和50年7月29日 環境庁告示第46号〕

地域の類型	基準値
Ⅰ（主として住居の用に供される地域）	70 dB 以下
Ⅱ（商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域）	75 dB 以下

※午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用

図-4 新幹線騒音測定地点



5 生活騒音

みなさんは、生活していて「騒がしい」「静かにしてほしい」と思ったことはありませんか？

一般家庭のピアノやクーラー、家庭用ヒートポンプ給湯機等から発生する騒音、集合住宅でのバス・トイレの給排水音、自動車のアイドリング等の通常一般の生活行動に伴って、居住環境（住宅内及び住戸まわり）において発生するものを指して「生活騒音」と言います。

騒音に対する配慮

生活していく上で避けられない音、自分にとっては都合のよい音や楽しい音、快適な音が他の人にとっては不快な音、うるさい音として受けとられることがあります。

この点を各個人が認識し、生活騒音問題を生じさせないために、日常生活における騒音防止の配慮、モラル、マナーの向上を図ることが必要です。また同時に日頃から隣人間の交流を図り、隣人にとって好ましくない音としてうけとめられないような良好な近隣関係を築きあげておくことが必要です。



- 1 時間帯に配慮しましょう。
- 2 音がもれない工夫をしましょう。
- 3 音は小さくする工夫をしましょう。
- 4 音の小さい機器を選びましょう。
- 5 ご近所とのおつきあいを大切にしましょう。

（環境省 生活騒音パンフレットから）

騒音計・振動計の貸し出しについて

市では、公害防止等を目的に、市民の方などへ騒音計及び振動計の貸出を行っております。

貸出にあたっては、事前にご予約が必要となりますので、ご希望の方は必ず電話又は窓口でお申し込みください。

なお、お申し込みをいただいた際に、機器の在庫があればすぐに貸出できますが、貸出中の場合には、お待ちいただく場合もございますのでご了承ください。

- 貸出対象者** 以下のいずれかに該当する方
- ・市内に在住・在勤されている方
 - ・市内で事業を行っている方（ただし営利目的での使用は除く。）
 - ・市内で特定建設作業を行う事業者 など

- 使用場所** 市内に限ります。

- 貸出期間** 原則、貸出日から一週間以内とします。返却期限は厳守してください。

※ 騒音計及び振動計は精密機器ですので、落としたりぶつかけたりされないよう、お取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。